

### 第3分科会の記録

福岡県立図書館 児嶋ひろみ

#### 司会（鎌田和栄）

日本建築協会と協同で建築アーカイヴスを設立されたというお話と、先進となるアメリカの事例をお話していただきました。では質問を受けたいと思います。

#### 松崎裕子（渋沢史料館）

私どもの財団で今年の5月に日米アーカイブズセミナーというのを開催し、アメリカからのお客様を迎えたりしたのですが、その際に先方の方がデポジトリーにおけるプロプリエタリーな問題は生じていないのかという質

問をされたのですが、それに関して私が知っている限りでは、そういう問題はないとお答えしたのですが、今日の先生のお話を聞いて、こういった問題をプロプライエタリーな問題だと言って、アメリカでは重要な問題として捉えていると解ったのですが、今回こういった契約を結ばれたことは、日本では初めてだということですが、これを作るに当たって参考にされたような何か契約の雛型みたいなものは、アメリカにはよくあることなのか、ということが1点と、現在の新しい契約は日本語で、例えばWeb上で見ることが出来るのかという事を伺いたいのですが。

#### 報告者（竺 覚暁）

まさにプロプライエタリーの問題はそういう問題です。1つはフィジカルな意味であります。デポジトリーというのは2つ意味がありまして、預ける、寄託するという意味のデポジトリーがあります。我々としては寄託だけでは困るので、フィジカルなものの所有権をこちらに欲しいという意味でのデポジトリー。つまりデポジトリーという寄託も寄付も両方入るけれど、私どもは寄付に基づくデポジトリーだということで、むしろ物理的なものの所有権はこっちへ移ると言うことが第一義。第二義はさっき言った著作権ですね。図面そのものの著作権・人格権そういうものもこちらへ貰いたいと言うことを明確にしておかないと、後でアーカイブスは保存しているんだけど、使えないという事になります。それでは困ると言う事で、プロプライエタリーの問題をきちんとしておく。定義しておくということが契約の一番大きな柱だと御理解いただければいいかと思います。それからそういうことを作るために何か参考になる物があつたかということですが、日本では前にそういった事をやった者がいるのか、探したけれどありませんでしたので、私が参考にしたのは、一応アメリカのアーカイブスでどんな契約をしているのか一件一件聞いたのですね。そうすると、そこの方は全部寄付して

貰っていると、アーカイブスの方に所有権が移るのだと、そうしないと例えば資料を寄託して貰いますね。建築家の方が永久保存でいいんだと言われていても、その方が亡くなって子孫が居られる場合、色んなトラブルになる事がアメリカでも沢山あると言うんです。だからその証拠を作って所有権をアーカイブス側に移るようにする事を明確にしておかないと、永久保存のような事では責任が取れないと、証拠を作るという事を向こうのアーカイブスでも仰っていたので、契約書を作るようになったのだと理解していただきたい。またスライドでお見せしたような契約書はいずれ公開したいと思っています。

#### 青木 睦（国文学研究資料館）

1点の質問と一つは先生から御提言を頂きたいと思って発言させていただきます。1点目は、建築学会で特に伊東忠太のアーカイブスについて、私も関わったのですが、かなり建築学会でも建築アーカイブスまたは建築家のアーカイブスについてこれから力を入れたいということと、そういう意味で広範な活動をされている事と思うのですが、建築学会との関係、それからこのJIA-KITにおいて建築家の個人アーカイブスはどうに対応されているのか、この1点が質問で、もう一つはこれらの建築アーカイブスの問題を考えていたときに、各自治体は県市町村そうなのですが、初期の建築図面を全て受け入れるという体制になっています。今回自治体の文書館の方が少なく、この会に出て居られないのは大変残念なのですが、それらの許認可の申請書類について、建築家の方々が途中経過でそれが残っていても意味がないと仰られるんですね。但しこれらはそれぞれの地域において建築認可の書類の経過がなかなか取りづらい。中国上海の档案馆ですと、その途中を建築アーカイブスが見に行つて事実確認をし、建築図面をもう一回取り直すという事をしますが、それが出来ていない。但し大変希少な自

治体にされている建築または様々な建造物の図面が残るわけで、是非先生の方からもこれらの自治体のそれらの図面、今後アーカイブスにしていくに当たって、どのような活動なり、方法があるのか御提言いただけたらと思っております。

#### 報告者

我々の建築アーカイブスにおいて個人的な建築家のアーカイブスはどうするのかということだと思うんですけど、基本的に私たちの建築アーカイブスでは、建築家の名前で最初の塊を作ろうと思っております。ですからアーカイブスは何々コレクションというようなものの集合体だと思っております。それでクロスレファレンスすると全部横断的に調べられるようにするとかですね。データベース上でやれるということです。建築家個人名の下にくるのがプロジェクト名ですね。つまり作品名です。個人名が上にきて作品名が次にくる形で組織していきたいなあというふうに思っております。それからもう一つ、建築学会なんかで作られているアーカイブスとの関係ですけども、それは先ほど冒頭に申し上げたのですけれど、例えば京都工繊大で村野藤吾さんの図面が全部あるとか、また伊東忠太さんのが建築学会にあるとか、色々な所に資料が保存されてあるわけで、何も一つのところで全部なければならぬわけではないです。建築資料の保存でも何の資料の保存でもそうですが、なるべく受け手が沢山あった方がいいというのが私の考え方で、どこかに残ればいいと思うんですが、問題は保存機関なんかもうちょっと連携を取らなければいけないという事なんです。お互い何を持っているか、どこに何があるのかという事が解るようなシステムを作って、お互いで資料を貸借して色々な事をするという、そういうアクティビティーを作っていかなければいけないと思うんです。そういうふうにしていかないと建築学会は権威があつて、いい仕事をやっているんですけども、建築学会の図書

館長などもやった経験から解るんですけど、資料保存においてはスペースが少ないんですね。スペースが無いとなかなかアーカイビングは難しいので、そういう事はスペースがある方がカバーするとかして、何かネットワークを作ってやっていかなばならない問題だと思えます。3番目の問題のアーカイビングというのは、実は二つ仕事があると思つてまして、一つは歴史的史料として残していくという資料もあると思うんですけど、アメリカなんかでのアーカイビングは非常に発達していて、今の建築アーカイブスでなくても、色々な会社なんかでも、ものすごく歴大なアーカイブスを残しているんです。それはどう言う事なのかというと、それはエビデンスとして残している。何か事業をやっている時に、どっかでデジジョンを誤る場合があるわけです。失敗した場合その失敗の過程をどうするか、それをトレースするわけです。トレースして原因を突き止める。そのためにエビデンスを全部残すというのがアーカイビングの基本なのです。システムがフェイルする。そのフェイルした時に何がフェイルしたのかという事を後でトレースする。そのトレーサビリティですね。それを確保するのがアーカイビングだという、そういう思想がアメリカにはあるのです。だから何でも取っておく。例えば今の建築審査の話で、審査の過程で姉齒問題がありましたけれども、どこで審査を間違えたのか、どこでその書類を替えたのか、そういう事を本当は全部トレース出来るようなシステム、建築の確認申請の資料を全部アーカイビングされる事が必要だと思うのです。それはやっぱり建築審査機関の義務だと思つているわけです。ですから市町村の建築審査する部門もそうですし、民間の審査機関もそうです。そういう所が証拠として残すというふうなことを認識していたら、姉齒問題は起きなかつたろうと思えます。そういう意味では何でもこんなにアメリカは残すのだろうと思つたのですが、一つ

は日本では今まで永年雇用だったでしょう。だからあるセクションに長く勤めている人が居れば全部情報は解るわけです。アメリカはモビリティの高い社会ですから昨日居た人が明日居るとは限らない。だから情報は全部記録しておく。そうするとその人が居なくなっても記録を調べれば解るという事です。ですので記録、アーカイビングがもの凄く重視されたのではないかと思うのです。そういう意味で何でも確実に残すのですけれども、それはトレーサビリティ、復元性といった事だと思うのですけれども、私の考えている建築アーカイブスの理念とはちょっと違うのです。しかしそういうアーカイブスも必要だと。それは自治体とか会社経営のアーカイブスも同様だと思うのです。そういうものがしっかりしていれば、葉害エイズの問題でも、記録資料が個人のロッカーから持出しきてやっとならぬような事は無いわけだし、この間のC型肝炎の問題でも、ファイルがどこから出てくるのか解らないような事は、あり得ない話なのです。本当はあのセクションで全部の関係資料が全部ファイリングされていて、そこの組織のアーカイブスとして残っていれば、そういう事にはならないという事です。そういう考え方がやっぱり必要だと思います。

#### 司会

ありがとうございました。他にご意見・ご感想・ご質問をお願いします。

#### 毛塚万理(全史料協関東部会)

記録管理を委託する会社にいます。たまたま配属が建築会社なので、非常に興味深く聞かせていただきました。4点ほど資料の扱いというか、公開との関係で確認したいのですが、まず1点はプロジェクトは色々な事情で中断になった資料があるかと思うのですが、中には自治体とか会社との関係で公開が出来ないようなものがあるかと思うのですが、その扱いをどうするかという事を決まっていたら教えていただきたいという事が1点。同様にコンペで落ちたものですね。非常に精力を

傾けて資料を作ったけれども仕事にならなかったものなど。作品として非常に価値があるから残したいけどやっぱり施主や相手先との関係でどうしようかと迷うものの扱いですね。それからもう一つは実現したもので、よく建築は共同企業体でお仕事することがあると思うのですが、それで建築士の先生と大企業の会社とがやる場合の扱いですね。その公開に関する事。どういうふうな取り決め、あるいはまだ検討されていなくても、これからどのように考えてあるつもりなのか、その辺りがお決まりでしたらご教授いただきたいのが大きなグループの1点です。それからもう一つはまだ出ていないかも知れませんが、今CADでお仕事する方が増えていると思うのですが、トレーシングペーパーと手書きの時代からCADで設計の具体的なものが出来る推移が全部デジタルになってしまっている。それについてどのように過程を残す事を考えていけばいいのか、最終型だけを打ち出して残せばいいのか、その辺りもお考えがありましたらお聞かせ頂ければと思います。

#### 報告者

私どもは今のところ始めたばかりで、そのようなケースはあるだろうと重々予測はしているのですが、まだそういうケースに行き当たった事がないものですから、明確なお答えは出来ないと思うのですが、言えることはケースバイケースで、その時その時の条件で決めていくしかないのです。なかなか一般則というのは成立しないと思います。例えば有名な建築家がやっている大きい設計事務所、その建築家の作品として通っているんですけども、または企画をしたんだけど、実際のその多くの部分はチーフがやったというものがあります。そういう事で図面は何処にあるかという、建築家の所にはなくて、そのチーフの人の所にある。技術的にはその先生の名前で作品としては通っているんだけど、実際90パーセント設計したものはチーフがしたものだから、つまり作品のデザインの

帰属権は何処にあるかということ、一般的には建築家の名前なんだけれど、担当的にはそのチーフのものなんですね。そういう事で揉めている場合があります、その場合はその方々とお話をして、どこで話が落ち着くかという事なんです。これはアーカイブス側も入れて、その時その時で合意を見つけてやっていくしかないんじゃないかと思っているんです。コンペの問題でもそうです。建築家がいよいよ言えば持ってこれるのですが、例えば私なんか時々コンペの審査員をやるわけなんですけど、コンペの資料がいっぱい手元に残る訳です。で、捨てられないですね。捨てられないから持っていて、ではこれを公開出来るかということ、これはなかなか難しくてそうはいかないという事です。もし公開しようとするれば、個別に折衝して、どうしますかという話をして、1個1個詰めていかなければいけないと思います。正にケース・バイ・ケースですね。それからCADの問題ですが、今のところ私どものアーカイブスはだいたいペーパーになったものしか考えていないんですが、これからは後の世代のことを考えますと、これはもう紙は無くなってきてますし、紙にプリントアウトするとも限らないので、デジタルでデータを持ち歩き、デジタルでプレゼンテーションして、そこで決まってしまう事もありますので、その資料保存というものはこれからの課題だと思います。しかしどこかでデジタルアーカイブスというものを作っていかなければならないと思うんですね。色々形態がどんどん変わっていくわけですから、どこで固定させるかという事です。そういったケースが起きてみないと解らないですけども、確実に言えることは、デジタルアーカイブスの時代にもうなったという事は間違いないということですね。

#### 司会

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

石川雅明（金沢市）

初歩的なことですが、今の講演でデポジットリーと使われていましたけれども、こちらの報告書の方にはデポジットと使っていますが、何かニュアンス的に異なって使っているのでしょうか。

#### 報告者

この場合はデポジットリーの方が正しいと思います。デポジットリーというのはものを保存する機関ということです。ある一定の会員なりメンバーを前提としています。そのメンバーがデポジットする。デポジットというと機関じゃなくて、デポジットするという行為を指す訳です。我々が一番使うデポジットするというのは図書館でもアーカイブスでもそうですが、空間との戦いなのですね。空間が一杯になってどうしようもないと、例えば私がかさき申し上げたレコードライブラリーもそうですけど、25万枚もあります、その内の6割位はダブリなんです。同じものを並べていても意味がありません。それはスペースの問題でもありますから、どっかに一時スペースを作って保存しとかななくてはならない。そういう事をデポジットライブラリーというんですね。ですからデポジットリーとはちょっとニュアンスが違うという事ですね。

#### 石川

ありがとうございました。もう一つ先生が使われた用語で、アーカイヴィングされたときのツールのように聞かえたのですが、ヘディングスとかサブジェクトとかの用語について教えて下さい。

#### 報告者

基本的に見出し語なんです。ヘディングスは見出しで、サブジェクトは主題ですけども、図面に名前を付けなければ検索しようがありませんね。するとこれは平面図とか、立面図とか、断面図なのか、リビングルームなのか、図面に表れている或いは写真に表れている、そういう色々な性格がありますね。それをどういうふうに名称を付けていけばいいかという事です。そういう建築用語の体験が

無いとなかなか難しいことになり、混乱する事になります。

#### 司会

最後にもうお1人位質問いかがでしょう。司会の方からですが、JIA-KIT建築アーカイブスを設置されるという事で、これは大学内で独立した組織として設置されるのか、どういふふうな組織体として設置されるのか。それと今後の運営関係、資金ですね。教育に使うから大学がずっとみましようという事なのか。将来資料がどんどん増えてくると思うんですね。そうしましたら専門の職員の方とか、色んな手も入れなければならなくなってきましたし、データベース化されたら、データの保全関係なども色々とかかってくると思うのですが、そういう面はどういふふうを考えていらっしゃるんですか。

#### 報告者

今のところ大学の中に置いてあるのですけれども、近い将来独立するというか、それとは違った別組織で運営していこうと考えております。つまり研究所を作ろうと思っております。そうすると研究機関になるわけです。そこに集まった資料を用いて色々研究をすると、研究機能を持つという事になります。そうすると大学においては、研究と教育とが表裏一体ですから、それらの資料を用いて教育と研究をやっていくという事です。その研究の、例えばオープンリサーチセンターみたいにして、学内だけではなく学外と協同して研究していくと、そういうリサーチセンターを作ろうと思っております。そうすると実はリサーチによって研究資金を獲得することも出来るんですね。そういうもので運営をしたり研究をしたりしていかないと、なかなかアクティビティがでてこないだろうと。ただ持っているだけでなく、活用しなければいかんという事もありますので。そうすれば外部資金も導入出来るし、公の研究助成金なんかもいただいて、それで活動していくというふうにした方がいいんじゃないかと思っており

ます。大学としても予算に限界がありますから、そういう事を考えていかななくてはいけないと思っております。

#### 司会

ありがとうございました。

#### 石川

今の関連でお願いしたいのですが、JIA-KITの資料を見せていただく場合、例えば大学の図書館に行く場合は一度県立図書館か市立図書館で証明を受けてから行くことになっていますが、そういう手を踏まなければいけない事になるのでしょうか。

#### 報告者

それはまだちょっと考えてませんね。どういふふうに公開するという具体的な仕組は、今のところまだ考えてません。あまりどっかの機関を通さなければ利用できないという事にはしたくないと思っているので、誰でも自由に閲覧できる仕組みにしたいとは思っています。

#### 石川

ありがとうございました。大学の図書館もそうして欲しいと思います。

#### 報告者

大学の図書館は縛りがあってなかなか難しいところがありますね。御希望はよくわかります。